

# 令和5年度第2回 京都地方最低賃金審議会

## 議事録

令和5年7月27日（木）

午後1時00分～午後2時20分

京都労働局 6階会議室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

## 京都労働局

### 令和5年度 第2回 京都地方最低賃金審議会

令和5年7月27日（木） 午後1時00分～午後2時20分  
京都労働局 6階会議室

●労側委員、■使側委員、▼意見陳述者、○公益委員、事務局

（開始）

○清水賃金室長

定刻になりましたので、これから第2回京都地方最低賃金審議会を開催します。開会前に事務局から、傍聴者等の出席状況についてご報告させていただきます。

会議は公開としておりますが、本日の傍聴者の出席は9名。あと、発表者のみの方が1人となっております。

配布資料の確認ですが、本日、議事次第と提出資料がナンバー1からナンバー14まであります。それから、当日配布資料も一部あります。

不足はないでしょうか。

また、コロナ感染症ですが、5類に移行したとはいえ、対策を怠ることはできませんので、パネルを設置しております。あらかじめご容赦願います。

それでは会長、開会をお願いします。

○岩永会長

ただいまから、第2回京都地方最低賃金審議会を開催します。

では、本日の出席状況の報告をお願いいたします。

○清水賃金室長

本日の出席状況について報告します。

公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、総数14名の出席により、本審議会は有効に成立していることを報告します。

○岩永会長

本審議会が成立していることを確認しました。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を決めたいと思います。労使各側、

どなたかお願いできますでしょうか。

労働者側は松山委員、使用者側は石垣委員にお願いいたします。

それでは、本日最初の議題ですけれども、特定最低賃金の改正決定の必要性に係る諮問についてです。

事務局から、説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

本年度は金属製品製造業、はん用・機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、自動車（新車）小売業、百貨店、総合スーパーについて、労働局長に対し、改正決定の申出がなされております。

なお、百貨店、総合スーパーは新設でございます。

1 ページの資料ナンバー 1 が一覧表、2 ページ以降の資料ナンバー 2 から 7 が申出書の写しになっております。

この 6 業種について、局長から諮問をさせていただくことになります。

では、局長、会長、準備をお願いします。

○赤松京都労働局長

どうぞご審議をよろしくお願いいたします。

（局長から会長へ諮問文を手交）

○清水賃金室長

それでは、諮問文の写しを配布させていただき、事務局から諮問文を読み上げます。

（諮問文、配布）

○清水賃金室長

それでは、読み上げます。

京労発基 0727 第 1 号

令和 5 年 7 月 27 日

京都地方最低賃金審議会会長 岩永 昌晃 殿

京都労働局長 赤松 俊彦

京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定に基づき、下表のとおり最低賃金の改正決定を求める申出があったので、同法第 21 条の規定により、当該最低賃金の改正決

定の必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以下、六つの業種が書いてあります。上から順番に、金属製品製造業、はん用・機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、自動車（新車）小売業、百貨店、総合スーパー、となっており、この6業種につきまして、諮問をお願いすることになります。6業種の申出書は、この諮問文に添付されています。

それでは、局長から一言お願いいたします。

#### ○赤松労働局長

本日は猛暑の中、第2回京都地方最低賃金審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本年度、特定最低賃金につきましては6業種から改正決定の申し出がございました。それを受けまして、本日、改正決定の必要性の有無について諮問をさせていただいた次第でございます。

ご案内のとおり、特定最低賃金につきましては、労使双方のイニシアティブで決定されるものでございます。十分にご審議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ○岩永会長

ただいま局長から、6業種の特定最低賃金についての改正決定の必要性の有無について諮問を受けました。

特定最低賃金の必要性の有無の審議は、前回の全員協議会で審議方法などを検討いたしました。この後、開催されます全員協議会で、さらに審議するというところでよろしいでしょうか。

#### ●■○各側委員

（異議なし。）

#### ○岩永会長

それでは、特定最低賃金の必要性の有無の審議方法については、この後、開催されます全員協議会のほうで審議するということにいたします。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

次の議事は、地域最低賃金の専門部会委員の任命についてです。

事務局から報告をお願いいたします。

#### ○清水賃金室長

はい。13 ページ、資料ナンバー 8 をご覧ください。

専門部会委員の任命につきましては、7 月 25 日付で京都府最低賃金専門部会委員として任命させていただきます。

本日、各委員には辞令を机上配布させていただいております。また、開催通知につきましても机上配布させていただいております。

本来ならば、お一人、お一人を紹介させていただき、ごあいさつをいただくところですが、時間の都合もありますので省略させていただきます。名簿を確認していただくことで、報告に代えさせていただきます。

事務局からは以上です。

#### ○岩永会長

それでは、次の議事に移りたいと思います。

次の議事は、京都府最低賃金の改正に係る関係労使の意見聴取の件でございます。

本日は、4 団体から提出された意見書にかかわって、参考人から意見発表があります。

事務局で進行をお願いいたします。

#### ○清水賃金室長

地賃の改正諮問に係る関係団体の意見聴取の公示を行いましたところ、4 団体から意見発表届が提出されました。

本日の発表は 4 団体となります。

では、お手元の 14 ページから、資料ナンバー 9 から 12 の意見発表届をもとに、その要点等について意見発表を行っていただきます。

意見発表についての質問等がございましたら、それぞれの方の発表後をお願いいたします。発表の順番は、資料の順とさせていただきます。

なお、意見発表の時間は、一発表者につき 10 分としております。発表者の皆様方には、時間厳守でどうぞよろしくをお願いいたします。10 分を過ぎた場合は、事務局から声をかけさせていただきますので、予めご了承ください。

また、発表につきましては、地域最低賃金の改正にかかわって限定させていただきますので、こちらのルールに則ってお願いいたします。

最初の発表者は、14 ページ、資料ナンバー 9、京都地方労働組合総評議会の柳生 剛志（やぎゅう たけし）さんです。

では、お願いします。

#### ▼京都地方労働組合総評議会 柳生

皆様こんにちは。京都総評の柳生と申します。本日は意見陳述の機会をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

昨日の中賃目安小委員会の取りまとめが持ち越しとなりましたが、中賃が物価高騰や労働者の生活改善につながる大幅な引き上げの目安答申を示し、そして1,500円のロードマップを中賃が示すべきであることを最初に申し上げたいと思います。

さて、私ども京都総評のナショナルセンターである全国労働組合総連合、全労連は、ことしの3月、全国最低賃金への法改正の四つのポイントを発表いたしました。来年の通常国会で、全国一律最低賃金を法改正を通じて実現するための計画でございます。その中で、地域別最賃を全国一律最賃とすることとし、法公布から5年程度の経過後に施行としました。毎年100円程度の最賃引き上げを行い、1,500円につなげるプランです。

そして、全国最低賃金制度の中小企業における円滑な実施を図るため、中小企業に関する取引の適正化。財政上、税制上、金融上の支援措置。その他、必要な措置を講じなければならないことを国に義務付けると、中小企業支援を国の義務とすることを求めました。なお、地方の審議会は、地域ごとの特定最賃の調査、審議を役割とすることに改めることも提案しております。本提案もご参考いただければ幸いです。

さて、政府は、新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画2023改定版、および骨太方針2023にて、最低賃金をことしは全国加重平均1,000円の達成を含め、しっかりと議論を行うとしています。

しかし、政府の言う加重平均1,000円を達成しても、相次ぐ物価高騰には太刀打ちできず、労働者の生活を抜本的に向上することは困難です。

本日添付しました最低生計費試算調査の資料をご覧ください。冊子になっております。

京都総評が発表した最低生計費試算調査で、20代の若者が京都で一人暮らしをしながら普通に暮らすためには、生活費として月額24万円以上、時間額1,600円が必要であることを明らかにしました。しかし、今の京都府の最賃は968円です。これを月の労働時間173.8時間で換算しても、月収で16万円、年収で200万円程度にしかならず、現行の最賃では到底、普通に暮らすことはできません。

この20年間、OECD諸国では、実質賃金が上がっています。その一方で、日本は下がったままになっています。1997年と2021年の実質賃金の比較で、韓国は161パーセント、フランスは130パーセント、アメリカ122パーセントと、実質賃金が上がっているのに対し、日本は90.1パーセント、1割も下がった状態です。世界では最低賃金の引き上げが相次ぎ、先進諸国では、日本円換算で1,500円はおろか2,000円台という国が生まれています。低賃金が日本の国際競

争力を低下させて、生産性向上や経済成長の足かせになっています。

ことしの2月に、一般財団法人労働運動総合研究所が、最低賃金が全国一律1,500円になったら、生活がどう変化し、経済はどう変わるかとの最賃引き上げに伴う経済波及効果の試算を発表しました。本日の意見表明の16ページにその要点を示しておりますが、最低賃金を1,500円に引き上げることで、GDPを1.9パーセント、金額にして10.5兆円を押し上げ、常勤換算で106万人分の雇用創出、税収が1兆円増加するとしています。また、京都でも府内生産額を2,882億円引き上げ、1万6400人の雇用を創出し、税収が329億円増加するとの内容です。詳しくは本日の添付資料をご覧くださいと思います。

最賃引き上げによって、個人消費を誘発し、地域経済活性化の道が拓かれます。最賃引き上げが労働者にとっては生活改善、事業者にとっては、業績改善というウィンウィンの連関につながると同時に、税収の増加による公的施策の拡充にもつながり、最賃の引き上げが、国内不況打開の出口戦略として重要な政策であると考えます。

また、コロナ5類への変更に伴う経済活動の再開の中で、人手不足が深刻になっています。昨年までの深刻なコロナ禍による経済から脱しつつあるなかで、人材確保や国際競争力の観点からも、最低賃金の大幅な引き上げは不可欠です。

さて、労働者の生活実態や経済効果から、最賃引き上げの必要性について申し上げましたが、同時に引き上げに伴い、中小企業が安定的に賃金を支払えるよう、中小企業への支援策の抜本的な転換、拡充が不可欠です。

昨年も紹介しましたが、全労連が昨年1月、最賃引き上げと中小企業支援にかかわる提言を発表しました。その支援の柱は主に3点です。

一つは直接支援、二つ目が公正取引、三つ目が地域循環経済です。直接支援についてのみ説明申し上げます。

一つは、賃金を引き上げた企業への助成金。時間単価300円を月150時間労働分で12か月分、一人当たり54万円を助成します。必要な国家予算額は2兆7000億円ほどと試算しています。

もう一つは、社会保険料の減免です。健康保険料、厚生年金保険料の事業主負担の3割を国が負担する。必要な国家予算額は4兆円です。これは一例にすぎませんが、生産性向上の厳しい要件にとらわれず、最賃が上がっても、中小企業が安心して賃金を支払うことのできる中小企業支援が絶対的に求められると思います。

本日の労働運動総合研究所の資料の最後のページに付けましたけども、山形県では経済団体、行政、労働団体と連名で価格転嫁の円滑化により、地域経済の活性化に取り組む共同宣言を発表しております。賃金の引き上げにつなげること。このことを獲得目標として、賃上げできる環境整備の必要性や価格転嫁の円

滑化に言及しています。

京都においても、経済団体、行政、労働団体が、賃上げとその環境整備に向けて共同されることを切に願います。

昨年度の京都の地方最低賃金審議会の答申にて、「真に直接的かつ総合的な抜本支援策、および中小企業・小規模事業者の生産性向上、経営力向上のための減税、社会保険料の負担軽減措置や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、中小企業の負担を直接的に軽減する方策の推進。国は具体的な支援策を目安額とセットで示すべきである」と答申で言及されたことは、大変重要かつ画期的なものと受け止めております。本審議会でも、引き続きその見識の発揮と、国への意見表明を強く求めるものでございます。

最後になりますが、前述の最低生計費試算調査は、全国で取り組んでおりまして、いずれの都道府県でも、出費科目の違いはあっても、時給1,500円から1,600円必要との結果が出ています。そして最低賃金の額の格差が、地域の労働人口の流動に影響を及ぼしていることも指摘をされています。Bランクトップである京都が、ランク間の格差是正に貢献する上乘せ答申を發出くださいますよう、心からお願い申し上げまして、意見陳述を終えます。

本日はどうもありがとうございました。

○岩永会長

ありがとうございました。

ただいまの京都総評の柳生さんの意見発表について、何かご質問はありますか。

では、河原委員。

○河原委員

ご説明ありがとうございました。一点、教えていただきたいというか、お聞きしたいことがあるんですけども、最賃の上昇に伴って、中小企業への支援策とか、賃上げとその環境整備をセットでというふうなご指摘があったのですが、私、個人的な意見ですけども、今後の最賃の上昇に伴って問題になってくるのが就労制限、いわゆるパートさんが、103万、130万円の壁があるから、働くことを抑える方も今後は出てくるのではないかなと思うのですが、そのあたりについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

▼京都地方労働組合総評議会 柳生

ご質問ありがとうございます。今、おっしゃられたように、もうすでに京都でもパートの単位を減らしてほしいということが出ています。130万の壁が、そう

いった壁について、政府も少し言及してはいますが、その上限を上げるという  
ような議論が出てきておりますので。私どもとしましても、その上限を上げてい  
く。それと、夫婦で働けるという条件を逆に作っていくといたしますか、子育ての  
環境整備とか、そういったことを通じて、皆さんが安心して働けるように、上限  
を気にせず週 40 時間とか、働ける環境整備も必要でないかというふうに考え  
ております。

#### ○岩永会長

ほか何か、ございますでしょうか。

私から質問、いいですか。

発表資料の 1 ページ目の下から 6 行目のところで、「最低賃金の全国平均の  
1.1 倍以下で働く人の割合は 2020 年には 14.2%となり、09 年の 7.5%から 10 年  
で倍増している」とありますが、この点に関連して、二つ質問させてください。

一つは、京都でのそうした状況を示すデータというのがあったら教えていた  
だきたいということです。もう一つは、先ほどの河原委員の質問にも関係しま  
すけれども、最低賃金の近辺で働いている方でも、それだけで生活しているとい  
うことではなくて、ほかに主たる生計維持者がいる方もおられると思うのでま  
さしく、この最低賃金の必要というか、影響を受ける方というのは、おそらくこの  
14.2%よりももう少し少したぶん少ないかもしれない。例えば学生のアルバイトとか、  
あるいは専業主婦とかで働いている方というのは、この 14.2%におそらく含ま  
れていると思うのですが、他方で、家庭の中で、正社員で働いている父親だとか、  
夫とかによる収入がある場合があると思うのです。

そういう意味で、この最低賃金だけで生活するというような、まさしく必要な  
んだという方のパーセンテージとか、そのあたりのところのデータもご存じで  
あれば、教えていただければと思います。

#### ▼京都地方労働組合総評議会 柳生

ありがとうございます。最賃の近傍率については、ちょっとこれは全国のデー  
タで、京都はもうちょっと高いんじゃないかと思えます。けどすぐ正確な資料  
は出てきませんので。まあ、京都もほぼこれに近い数値になっていること  
になってます。

それと、その主たる生計者の比率につきましても、すぐにデータは出てこない  
ですけども、実際に労働組合とかで、パートの皆さんのお話を聞いていると、例  
えば、私が主たる生計者ですというふうになっている方がかなり増えてきて  
いる実感はあります。ですから、私が稼ぎ頭で、夫のほうが実は収入が少ないと、  
そんなようなこともあったり、失業したりしているというような話も最近聞く

ようになっております。

○岩永会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、次の発表者について事務局からお願いいたします。

○清水賃金室長

次の発表の方、17 ページ、資料ナンバー10、全労連・全国一般労働組合京都地方本部の林眞也(はやし しんや)さんです。

では、お願いします。

▼全労連・全国一般労働組合京都地方本部 林

よろしくお願いします。

審議委員会の皆様には、日頃より労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

また、本日はこの場での意見陳述をさせていただき、ありがとうございます。

私は、全労連・全国一般労働組合京都地方本部で書記長をしています林眞也と申します。全国一般は様々な中小企業で働く仲間組織しています。

本日、皆様に訴えたい私の意見は三つです。一つ、最低賃金で働く労働者の実態。二つ、新人社員の賃金の実態。三つ、最低賃金の引き上げの必要性。

まず一つ目の最低賃金で働く労働者の実態ですが、私は15年ほど自動車教習所で正社員の指導員として働いていました。昨年の4月から専従として京都地本で働いていますが、それまで最低賃金で働いている人の実態がわからなかったです。しかし、労働相談をしているうちに、その実態が少しずつ見えてきました。

あるゴルフ場で働く労働者は、現在も最低賃金の968円で働いています。賃金が上がるのは、最低賃金が上がったときのみで、それ以外での昇給はありません。当然、勤続給もありません。また、その職場の正社員は、この13年ほど定期昇給もありません。この賃金では生活できないということで、今回相談に来られました。

他にも清掃をされている方ですが、970円の賃金で働かれていましたが、年齢が75歳で、子どもに病気があり、年金だけでは生活できないので、1日8時間、週5日働いていました。今回、体力的なものもあって退職されましたが、最後までこの方は、「この先、どうして生活しようかな。」ということをおっしゃっていました。

た。

また、二つ目の新人社員の賃金ですが、私も入社当時、経営改善として、入社後15年間で正規の基本給になるようになっていました。現在は、最低賃金以下になるということで、15年を5年に変更してやっていますが、私自身の1年目の閑散期は手取り12万円ほどでした。友だちにご飯に呼ばれても、当然お金がありませんので、断っていましたし、職場の先輩から誘われたときは出してもらえたので、それには参加をしていました。

現在の高卒初任給が平均18万4600円、大卒が23万3600円です。あくまで平均ですので、これ以下の所もあります。人手不足等により、初任給を上げる企業もありますが、残念ながらそれができない中小企業も多々あります。最低賃金を上げることで初任給の引上げにもつながります。

最後の三つ目ですが、最低賃金の引き上げの必要性です。現在の最低賃金やプラス数円で働いている労働者がいます。京都総評が実施した2019年の最低生計費調査でも、京都で生活しようと思えば、月額24万5785円、時給1639円必要という調査結果が出ています。ただ2019年より消費者物価指数は4.0%上昇しているので、そのときの調査から見ても、今の968円では生活ができません。

政府は、現在リスキリングやスキルアップの支援強化をしていますが、すべての労働者ができるわけでもなく、例えばゴルフ場や清掃で働いている人が、他の賃金の高い所に就職しても、ゴルフ場や清掃をする人は必要になってきます。これは解決策ではないと私は思います。

また、教習所時代の生徒から話を聞くと、例えば将来保育士になりたいけど、給料が安いので諦めようかなと考えているという声も聞きました。将来の夢があっても、現実それでは生活できないということに気づき、諦めるのは残念でなりません。だからこそ、8時間働けば普通に暮らせる賃金、1,500円以上が必要と考えます。

また、教習生の多くは、地方から京都に来られています。将来地元に戻るのかと聞くと、帰りたいけども、地元では賃金が安いので働けないというのを聞きます。だからこそ、全国一律の最低賃金が必要です。

政府は、「貯蓄から投資へ」資産投資倍増計画を打ち上げていますが、最低賃金で働いている人は、貯蓄や投資の以前に毎月の生活でいっぱいです。お金に余裕があれば投資もできますが、そんな余裕はありません。

最低賃金を引き上げる話になると、経営者はそんな原資は無いと言います。中小企業が厳しいのも理解はできますが、だからこそ中小企業の支援策の抜本的な見直しが必要です。

どうか、京都の最低賃金を1,500円以上にさせていただきますよう、今年度の引上げ額の答申をしていただきたいと思います。以上です。

○岩永会長

ありがとうございました。全労連・全国一般労働組合京都地方本部の林さんより発表いただきました。

ただいまの意見発表について、ご質問はございませんでしょうか。  
櫻井委員、お願いします。

○櫻井委員

櫻井です。どうもありがとうございます。

ご意見のなかで、最低賃金近傍で働いておられて、非常にご自身が努力されていらっしゃる方の実態をお話しいただいたと思います。

その上でなのですが、例えば今ご報告いただいた中には、年金だけでは生活できないというふうに、社会保障に関する問題もあるように感じられました。最低賃金はもちろん重要であるという一方で、そのほかに社会保障などを通じて、こういった方々の生活水準を引き上げていくという道も考えられるのではないかと、他方で感じた次第です。

もしそういう点についてお考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。また、社会保障面に課題があるとしても、なおも最低賃金の引き上げがなぜ重要だとお考えなのかということも、もう少しお話しただければありがたく存じます。

▼全労連・全国一般労働組合京都地方本部 林

ありがとうございます。

社会保障の拡充というのにもたぶん大事なことだと思いますが、現状、人手が足りないというのも事実だと思いますし、また年齢がいつている方でも、働きたい意欲は非常にあるという方もたぶんおられると思いますので、それも含めて、両方、僕は必要だと思います。

○岩永会長

ほか何か質問はございますでしょうか。

では、私からも一点よろしいでしょうか。

ご発表ありがとうございました。

ご発表の中で、非正規の方だけじゃなくて、正社員の方も、特に新入社員をはじめとして、最低賃金は大きな役割を果たしているのだということをおっしゃっていたと思うのですが、労働相談をされている中で、特に正社員にも最低賃金が役割を果たしているという業界等をご存じであれば、教えていただけ

ないでしょうか。

▼全労連・全国一般労働組合京都地方本部 林

ありがとうございます。

そもそも労働相談で来られる正社員の方が、最賃と自分に関わりがないと思っておられるので、最賃が上がっても正社員の賃金が上がるという発想がないという人がやっぱり非常に多いと思います。なので、そこも話は、最低賃金が上がればという話は、一応はしていますけれども、やっぱり浸透はしていないと思います。

○岩永会長

そうすると、あまり特定の業界に見られる現象でもないということですか。

▼全労連・全国一般労働組合京都地方本部 林

そうですね、僕の中ではそういう認識です。

○岩永会長

わかりました。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは次の発表者について、事務局からお願いいたします。

○清水賃金室長

次の発表の方、3人目になりますが、20 ページ、資料ナンバー11、全日本建設交運一般労働組合京都府本部の早田 武彦(はやた たけひこ)さんです。

では、お願いします。

▼全日本建設交運一般労働組合京都府本部 早田

皆さん、こんにちは。私は、建設交運一般労働組合、建交労京都府本部で書記長をやっております早田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

きょうは、意見発表の機会を与您にいただき、ほんとうにありがとうございます。

私は、とりわけ高齢者、あと非正規と言われてる人たちのアンケートに基づいた事情を明らかにして、最低賃金に対する意見を述べたいと思います。

労働者の最低賃金の設定について、労働者の生活費を考慮した最低賃金の設定が必要だというふうに考えています。生活費を踏まえた最低賃金の設定は、主

に物価高、これを上回るような労働者の生活水準が改善されて、なおかつ健康に暮らせる最善の方法が、最低賃金の引き上げだというふうに私は考えています。

まず最初に、高齢者、低年金者に対する最低賃金の引き上げについて意見を述べます。参考資料に加えたつもりでしたが、入ってませんでして大変申し訳ないです。

890人分の建交労で集約しましたアンケート結果があります。それは、生活水準を維持するために最低賃金が必要だというところの裏付けになるというふうに、私は考えています。主にアンケートは、建交労が入っている高齢者事業団で働く皆さんのアンケートという形で集約をしています。もちろん組合員だけではありません。非組合員も入っています。年金を受給している人が、全体で65.3パーセント。生活実感を聞いてみますと、「かなり苦しい」が20.8パーセント、「やや苦しい」が37.5パーセントとなっており、生活実態全体で言えば、大変苦しい状態が続いているというふうに思います。さらに年金の種類を聞いてみますと、国民年金が22パーセントを占めていました。5万円未満の年金者は14.7パーセントであり、おおむね国民年金をもらってる人が、5万円以下の年金を受給してるということが言えるというふうに思っています。

そして年齢層は、70代が41.6パーセントで、890人調査した中で4割近くが70歳台の人が働いてるということが、アンケートの結果からも出ています。一日の就労時間は、平均で5.7時間、月収は15.8日で、8万9000円という収入になっています。

まあ皆さんがこれをどう感じるかはわかりませんが、70歳になって、半月以上働いて、8万9000円。これぐらいないと生活ができないというような数字の表れだというふうに思っています。

高齢者の生活費について、京都総評が調査したものがあります。これは、前々回の結果です。前回したやつは、高齢者の分が出てませんので、前々回の分を活用しています。

最低生計費は31万2135円と試算されました。先ほど言った公的年金の額からしても、とても生活できないという数字になっています。年金受給者の中で、5万円以下の国民年金受給者が全国で2,000万人いると言われていています。働けなければ生活できない高齢者は、今後ますます増えていくことと予想されています。

高齢者の労災事故の増加も、それらが影響していると私は考えています。高齢者が15日働いて、労働時間は若干短いですが、やっぱりそんな中でも働けば怪我をする。こういう人がたくさんいて、長時間で働いてるんだということは自覚しておくべきだと私は思っています。高齢者の年金生活、生活水準を維持するためにも、ほんとうに十分な収入を保障する最低賃金の引き上げが必要だと

いうふうに私は考えています。

その次に、パート・アルバイトの最低賃金付近で働く人についてです。これは資料が付いています。全国で 4,021 人分を建交労独自で集約した分です。パート・アルバイトで働く人の生活実感も、同じように聞いてみますと、「かなり苦しい」が 24.2 パーセント、「やや苦しい」が 42.7 パーセントです。パート・アルバイトも、ほんとうに生活実感は厳しいということが見えると思います。年齢層は決して低くはなく、50 歳台・60 歳台が半分以上を占めています。平均年収は、264 万円です。就労時間は、平均値 6.1 時間、残念なことに 8 時間以上が 20 パーセントもいる状況です。全国の平均で、1,054 円という平均の時給が出ています。低賃金の実態が、このアンケートからも明らかになっているというふうに私は感じています。

こうしたパート・アルバイトで働く人の最低賃金の引き上げが、賃上げと直結しています。ほんとうに低い賃金で働いてる人は、この最低賃金が引き上がらなければ賃上げにつながらない、こんなふうに考えています。そして、彼らの生活水準の維持・向上のためにも、ほんとうに物価高を上回る最低賃金の引き上げが必要だと思っています。

このアンケートの中で、時給の要求、100 円以上なんですけども、平均で、4,021 人の人の平均の要求額は 167 円です。ぜひとも、この 167 円を上回る最低賃金の引き上げをお願いしたいというふうに思っています。

それと、あと最低賃金（の引き上げ）に反対するという意見もあるんだと思っています。それは、小規模事業者が大きな負担になる、そういった意見があります。特に、利益率の低い業者や、経営が苦しい企業にとっては、最低賃金の引き上げが経営に与える影響が大きくなると考えられます。最低賃金が上がった分、労働時間を短縮する事業者も出てきているというふうに思っています。事業の生産性の向上がないのに、最低賃金を引き上げられない、引き上げることはできないという意見があるのはわかっています。

技術革新や人材育成の努力を、最低賃金引き上げの人質にするのは、私は的が外れているというふうに思っています。

経営状況によっては、最低賃金の引き上げが実施できない場合もあるんだと思います。それには、中小零細企業に、最低賃金引き上げに対する補助金や、社会保険料の減免、消費税の減免などの検討を行い、経営を支援する施策と同時に、最低賃金の引き上げを行う必要があると私は考えています。

最後にまとめです。低所得者層の生活向上や消費の拡大などのメリットもあり、経済成長を促進する方向にかじを切るべきだというふうに考えています。最低賃金の引き上げは、多くの高齢者やパート・アルバイトなど、最低賃金で働く者には唯一の賃上げの場です。時給 1,500 円以上の実現と、小規模事業経営者

を支援することを同時に行うことを求めて、私からの意見発表とします。  
ありがとうございました。

○岩永会長

ありがとうございました。

ただいま建交労京都府本部の早田さんにご発表いただきました。

それでは、ただいまの意見発表についてご質問はございませんでしょうか。

○三山委員

意見陳述ありがとうございました。お聞きしたいことが2点あります。

一つは、建交労の方も、この「働くみんなの要求アンケート」にお答えになっているのではないかなと思うのですが、雇用形態の中に建設業の方が含まれてるから、雇用形態の中で、個人請負だとか業務委託、フリーランスが入ってると思うのですが、これはこの後半以降の回答欄にも、全部集計としては含まれているという理解でよろしいでしょうかということが一点です。

あともう一つは、問1の3、年収の所です。「働くみんなの要求アンケート 一般・パート」の所です。回答なさった方の中で、60代以上が3割近くを占めていると思います。この中には、年金生活の方もいらっしゃるのかなと思うのですが、年金も含めて、年金と賃金を合わせての収入が、問1の3の中では反映されてるという理解でよろしいでしょうか。以上です。

▼全日本建設交運一般労働組合京都府本部 早田

ありがとうございます。ご質問のとおりです。お答えも、うちは多業種産別組合でして、いろんな業種とできるだけ共通の設問にして、全体で2万人ぐらいの量を集めています。あと、経営者に対するアンケートも集めています。そこで、例えば非正規の人、あと年金をもらってる非正規の人。で、あと高齢者だけでやってる事業部会というのがあるんですけど、そことやってる所で分けてアンケートを取って、より正確なものにしようと集めたものです。ほんとうに低賃金を表してると思うので、よく見ておいてもらえればありがたいと思います。以上です。

○三山委員

ありがとうございます。

○岩永会長

ほか、いかがでしょうか。

櫻井委員、お願いします。

○櫻井委員

どうも陳述、ありがとうございました。アンケートの集計結果についてお伺いしたいのですが、「アンケート 一般・パート」集計結果の問1の時間給について、800円台とか800円未満という方が10パーセント弱いらっしゃるの、どういう事情なのかなということが一点です。

もう一点は同じ集計結果に関する質問です。この時間給を見ていますと、平均値が1,057.2円というのは、比較的高いような印象を得ました。しかし、加重平均をとると、また変わってくるのかなという気もしまして、このあたりの平均値をどう見ていらっしゃるのかということも、もしおわかりでしたらお聞かせいただければでしょうか。よろしくお願いします。

▼全日本建設交運一般労働組合京都府本部 早田

ありがとうございます。これは地域を全国でやっております、やっぱりどうしても都会の組合員が多くて、最低賃金が高い関係上、正直言うと、東京でアンケートをたくさん取るものですから、どうしてもこの平均値が1,057円もあるやないかと言われるんですけども、それはもうちょっと地域差があるというのが一つです。

それと、800円未満があるんじゃないか。最賃違反だと我々は捉えています。でも、経営者がやったり、役所がやるアンケートと違って、労働組合がやるアンケートは、わりと正直に書いてもらえるのかなと思う点の一つと、もしかしたらわかってないのかなと。自分の時給がいくらなんだというのがわかってないのかもしれないけども、無記名でやるものですから、直接聞きに行って、追いかけるということができないので、我々もおかしいなと思っています。

800円台やったらまだしも、800円未満というのは非常におかしいという認識は持ってますけども、じゃあどうしましょうというところまで行ってないところは申し訳ないなと思います。

○岩永会長

ほか、ありませんでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の発表者について、事務局からお願いします。

○清水賃金室長

次の発表の方、4人目になりますが、25ページ、資料ナンバー12、ユニオン

ネットワーク・京都の服部 恭子(はっとり きょうこ)さんです。

では、お願いします。

#### ▼ユニオンネットワーク・京都 服部

こんにちは。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。ユニオンネットワーク・京都の服部と申します。

陳述書のほうで、1番から6番まで意見を書かせていただきましたが、全部読み上げると10分では収まらないと思いますので、ポイントだけお話させていただきたいと思います。

最低賃金を時間額 1,500 円とすることということは、毎年述べさせていたでいております。非正規雇用の労働者がほんとうに増えていて、その中で世帯主とか、それだけで生活している人も増えています。

先ほど京都総評さんの中でもお話があったと思うんですけども、物価高で何を節約してるのか、というアンケートの中で食費だとか教育費、大学生の子どもさんのいらっしゃるご家庭で、仕送りを削ってるというのが、教育費の削っている割合がかなり多いんですね。

そうすると、削られた子どものほうはどうするかというと、学費は奨学金に頼る、生活費は自分で稼ぐということになるわけで、このアルバイトの負担というのはかなり大きい。私の知り合いの学生さんも、夜勤の仕事を入れてます。夜勤のほうが、時給が低くても夜間割増が付いて手取りが高くなる。夜勤で仕事をして、昼間は勉強するという、そういうかなり体に負担のくる働き方をしているというふうに思います。そういったことを見ても、時給 1,500 円以上、普通に働いて、普通に生活できるという状態はぜひ作っていただきたい。

それから2点目は、全国どこでも同じ最低賃金にということで、これも毎年のように述べさせていただいております。どこで働いても同じように、同じ仕事をしている。そういう労働者が、全然時給が違うというのはおかしいのではないかとということです。

私たちの仲間に、郵政の仕事をしている方はたくさんいますが、大阪の労働者と京都の労働者と、アルバイトさんの最初の時給は全然違うんですね。これはまったく同じ仕事をしている、同じマニュアルで働いている同じ会社の社員、社員というより、まあアルバイト社員ですけども。にもかかわらず、こんなに時給が違っていいんだろうかというふうにやっぱり思っています。

そして3番目、物価高に負けない最低賃金の引き上げを早期に実行するようということで、求めさせていただいております。

昨年9月から、最低賃金の再改定というのをずっと求めてきました。毎月のように申し入れを出させていただきました。昨年9月で、3.3パーセントぐらい上

がったと思いますけども、物価上昇率に追いついていない。直ちに改めよということで、何度も何度も、繰り返し申し入れをさせていただきました。

フランス、ドイツなどでは、物価上昇率にあわせて最低賃金が、ある種、自動的に変わっていく、上がっていくというふうな仕組みがあるようですけれども、日本も、もう何十年にもわたってデフレで物価があんまり上がらない状態に慣れきっていますけれども、そういう時代ではなくなったという認識の下、物価にあわせて最低賃金が引き上げられるような仕組みを考えるべきではないかというふうに強く思っています。

そして、とりあえずそういう仕組みがない現状では、ことしについては、これから先の物価上昇率を見込んで、そして昨年、物価上昇率に追いつかなくて、労働者一人一人が持ち出しになっているわけですから、その分を織り込んで、大幅な引き上げをお願いしたいということ強く求めたいと思います。

物価高の中で、私たちの周りの労働者はほんとうに苦勞しています。30代前半の子育て中の仲間は、毎日のお昼ごはんは、白いごはんと納豆パック1個です。ときどき安かったからと言って、キュウリが1本付いてくる。これで毎日のお昼ごはんにしてるんですね。もうこれ以上削るところがないと。小学生なんですけども、子どもさんの費用もそれなりにかかります。そこを削ることができないということで、ほんとうに始末に始末を重ねている。ちなみにその方の名誉のために言っておきますが、すごく料理の得意な人で、以前はいろんな料理を作って持ってきてました。今、そんな状況になっているということをぜひご理解いただきたいというふうに思います。

そして同じく、私どもの所属している組合の仲間では、勤続30年で基本給が20万円に届かないという方もいらっしゃいます。正社員です。すごい低賃金なんですけれども、この方は毎年、春闘で賃上げ交渉をしますが、そんなには上がらない。そして、秋になったら最低賃金が上がって、最低賃金に基本給が抵触してしまうからということで、秋にも少し上がるという、毎年2回ずつ最近は上がっています。昔は毎年1回だけでしたけれども、最低賃金の上がり幅が増えたとしたら、年2回、賃金が上がるようになっている。それでも今、基本給は20万円に届いていません。ことしの春闘の目標は、基本給20万円にしろということでしたが、残念ながらちょっと届きませんでした。技能手当とかを含めて22〜23万円あるということなんですけども、非常に苦しい。

それから、春闘の中で中小企業の経営者の方と何件も交渉してきましたが、中小企業の経営が苦しいというのはほんとうによくわかっています。企業物価が上がっている中で、残念ながら労働者の賃金を上げたいけれども上げられないと。その職場で何が起きているかということ、辞めていく労働者が増えています。

中小企業にとっても、賃金引き上げるといのは大事な問題だと思います。優

秀な人材を確保するために、それなりの賃金を払わないと、人は来てくれないし、むしろ今いる人たちも逃げていくということが起きている、現に起きていると思います。

物価高倒産が増えていると言われていますが、そのうちの何割かはそういう労働者が足りなくなってしまうと、仕事が成り立っていかないということではないかというふうに、帝国データバンクも分析しています。

それを解決するためには、やっぱり中小企業の経営基盤の弱いところに対して、どういう支援が必要なのかというのを真剣に考えて答えを出していくしかないんじゃないかというふうに思っています。そうでなければ、今後、将来にわたって、中小企業の先行きはほんとうに真っ暗だと私は思っています。

いつも交渉相手でけんかばかりしている企業主に対しても、ほんとうに賃金上がる仕組みを何とか作ってもらいたいというふうに思っています。それが助成金の制度であったりするのか、あるいは減税であるのか、社会保険料の減免であるのか、そのあたりは、企業経営者の側から積極的な意見表明が必要なんだというふうに思っています。それぐらいですね。

次、4番目の審議の全面公開と議事録の早期公開ということで、京都労働局の方が、この辺で視線を感じますけれども、議事録がシンプルすぎて、どういう議論が行われたのかが全然わからないんですね。これは中央最低審議会の議事録なみに、会話の一言一言まですべてと言わないまでも、もうちょっと精密な議事録を、それも一週間、10日ぐらいの間に公表してほしいと切に願っています。

そして5番目。労働者とその家族の必要を満たすという、このILOの基準を満たすだけの制度にしてほしい。それから、京都は国際観光都市ですから、外国の方がたくさんいらっしゃいますけど、今、外国人観光客は、日本が安いと思って、来られています。バブルのころに、日本人の大勢がアジアの諸国を巡って、アジアは物価が安いからというふうに、ちょっとぜいたく気分を味わったのと同じような感覚で日本に来られています。そのような状態でいいのかというのが、私の素朴な意見です。

こういう時期だからこそ、貧困をなくすということのために、最低賃金制度の果たすべき役割ってすごく大きいと思いますので、ぜひともそういう広い大きな枠組みで、最低賃金を検討していただきたいというのが、私の意見です。以上です。

○岩永会長

ありがとうございました。ユニオンネットワーク・京都の服部さんに発表いただきました。

ただいまの意見発表についてご質問はございませんでしょうか。

では、河原委員。

#### ○河原委員

河原でございます。意見発表ありがとうございます。

1件お聞きしたいのですけれども、先ほど地域によって賃金が違うのはおかしい、同じ仕事をしているのに京都と大阪で賃金が違うというのはおかしい、とおっしゃいました。

それはそれでよくわかったのですけれども、一方、賃金というのは生活費にも値しますので、物価が違うというところもあると思うのですね。京都と大阪だったら近いのですけれども、全国で統一の最低賃金にした場合、物価がかなり東京と地方では違うと思うのですけど、そのあたりをどのようにお考えでしょうか。

#### ▼ユニオンネットワーク・京都 服部

まさに賃金って生活費なわけですから、物価だけで比べることはできないだろうと思います。よく言われることですが、東京は家賃が高い、地方に行けば家賃が安い。ただ、地方に行けば公共交通が停滞してるといえるか、衰退してしまっているのか、車なしでは生活できない。そしたら車の費用はどうするんだ、というそういうことだと思うんですね。

だから、普通に暮らしをしていくために何が必要なんだ、どれだけ必要なんだっていうことを静岡県立大の先生も調べてくださってますけれども、そういったことをもっと精密に調査したうえで、私は、全国一律で最低限のラインはいいんだと思っています。そこから先、各地方でどうするかっていうのはまた、地方ごとに検討すればいいかなと思っています。

#### ○岩永会長

ほか、いかがでしょうか。

私から1点、よろしいでしょうか。

先ほどお話の中で、組合員で正社員の方で、20万円を割ってるような方もおられるというような話をされてたと思うのですけれども、労働法の教科書的な話だと、労働組合は、基本的には最低賃金よりも上の額で団体交渉を行う、最低賃金というのは組合に入っていない方を主として想定している、そういうふうな考え方と思うのです。

その方というのは、正社員で組合に入っているけれども、団体交渉とかそういったこととかをなされていないのですか。

#### ▼ユニオンネットワーク・京都 服部

この方が組合に入られたのは、4年前だったと思うんですけどもね。いつまでたっても給料が上がらないということで入ってこられたんですね。入ってこられた瞬間に、これ最低賃金に抵触しているんじゃないかというところから話が始まって、団体交渉は積み重ねています。

会社のほうもわかっている、最低賃金が上がったら上げる、というような感じですか。低すぎて生活できないということに関しては、手当の増額でちょっと色を付けたという感じでのいではいます。

基本的に手当と基本給と合わせて最賃を割ってなければ、まあオーケーということにはなっちゃうんですけども。ほんとうに低いということについては、交渉をし続けています。

○岩永会長

その方は企業別組合ではなくて、企業の外のユニオンネットワークさんに入られて団体交渉をすることになったと、そういうことですね。

▼ユニオンネットワーク・京都 服部

企業別組合は、その職場にはないです。

○岩永会長

ないのですね。わかりました。ありがとうございます。

はい。ほか、いかがでしょうか。

はい。それではありがとうございました。

▼ユニオンネットワーク・京都 服部

ありがとうございます。

○岩永会長

関係労使の意見発表は以上ですが、京都府最低賃金の改正決定について、複数の団体から要請があります。

事務局から、説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

説明します。

本年度は2団体から要請と署名が提出されています。

まず、29ページ、資料ナンバー13には、5月15日と7月4日にユニオンネットワーク・京都から、京都労働局長と当審議会あてに提出された署名の一部の写

しとなっています。

「最低賃金「全国どこでも1,500円の早期実現」を求める署名」となっております。今回、261筆の提出を受けました。

次に32ページ、資料ナンバー14をご覧ください。これは京都総評から提出された京都労働局長あての請願書名の一部の写しです。

「最低賃金1,500円への引き上げと中小企業支援策の抜本改善を求める請願」で、ウェブ署名を含め、7月20日に1万517筆の署名の提出を受けました。さらに、その後、追加の提出があり、ウェブ署名を含めて、合計1万953筆の提出を受けました。

以上です。

○岩永会長

ただいまの要請署名について、ご質問はありませんでしょうか。

●■○各側委員

(質疑なし。)

○岩永会長

ないようですので、では今後の審議においては、本日の意見発表と要請の署名を踏まえて議論を深めてまいりたいと思います。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

例年、第2回の審議会では、事務局から中央最低賃金審議会の目安額を伝達していただいていたのですが、本年度はまだ答申は出ていないようです。

これに関して事務局から説明をお願いします。

○清水賃金室長

本日、ここで目安伝達をする予定でしたが、すでにマスコミ報道などによりご存じだと思いますが、本年度は現時点で目安が示されておりません。従いまして、事務局から、これまでの経過について説明いたします。

まず経過ですが、6月30日に本年度の地域別最低賃金改定の目安について、厚生労働大臣が中央最低賃金審議会の会長に対し調査審議を求める諮問を行いました。この諮問を受け目安小委員会が設置され、6月30日を皮切りに、7月12日、20日、26日と、これまで4回の目安審議が行われましたが、結論に至っておりません。よって、28日、あしたになりますが、第5回の目安小委員会を開催する運びとなりました。以上が目安小委員会に関する説明になります。

今後の京都府最低賃金専門部会の審議ですが、事務局として、本日の専門部会

は予定どおり開催し、労使の今年度の考え方や、目安に直接かかわらない事項について意見交換、審議していただくかと考えております。

また、8月7日に予定されている本審についても、専門部会の審議状況によっては、日程の変更をする必要性も高うございますので、予備日を設ける場合があります。

事務局からは以上です。

○岩永会長

ただいまの事務局の説明について、ご質問はございませんでしょうか。

●■○各側委員

(質疑なし。)

○岩永会長

それでは、次の議事に移りたいと思います。前回の審議会で事務局から提出された資料の補足説明があるようですので、説明をお願いします。

○清水賃金室長

前回、7月4日の審議会で2点ほど、ご指摘・ご質問がありましたので、説明いたします。

まず1点目、本日、別途配らせていただきました資料ですが、価格転嫁がどれくらい進んでいるのか、示されている資料があるのかという質問でした。

中小企業庁が2021年9月から、毎年9月と3月を価格交渉促進月間と決定し、その成果を確認するため、各月間終了後、価格交渉、価格転嫁それぞれの実施状況について、中小企業からアンケート調査等を実施しています。

その調査の内容についてが、本日、別途お配りしました「価格交渉促進月間(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」でございます。最新版は、この2023年3月の価格交渉促進月間フォローアップ調査で、前回調査がある2022年9月の調査結果を含め、2023年3月の中小企業の価格転嫁の状況などが示されています。なお、これは下請け業者等の中小企業から、発注者側に対する事前に得た調査結果によるものです。

まずは価格交渉の状況についてですが、この資料の3ページ、中段の円グラフに示されています。直近の9月における発注側企業と受注側企業との価格交渉の協議についてですが、交渉ができた企業の割合は、昨年9月が58.4パーセントに対して、ことしの3月が63.4パーセントでした。

それに対し、3月の「発注側からの交渉の申し入れがなかった」、⑥ですね。

「協議に応じてもらえなかった」「減額のために協議申し入れがあった」が、あわせて16パーセントあり、二極化が進行している状態です。

4ページをご覧くださいと、価格転嫁の状況についてですが、「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した結果は、ことしの3月が47.6パーセントだったのに対し、昨年9月が46.9パーセントであり、微増しています。

コスト上昇分のうち、高い割合、10割とか、9割から7割を「価格転嫁できた」と回答した企業の割合は、35.6パーセントから39.3パーセントに増加しており、価格転嫁は一部では好転しています。

これに対して、「まったく価格転嫁できていない」、「減額された」企業の割合が20.2パーセントから、23.5パーセントと増加しており、価格転嫁の上昇については二極化が進行しています。

業種別の価格転嫁の状況ですが、資料10ページ。2023年3月の調査結果では受注側企業から見て、発注側企業に対して価格転嫁してもらえたかについて、コスト増に対する転嫁率は、全体で47.6パーセントとなっております。最も高いのが卸売の67.1パーセント、最も低いのがトラック輸送の21.1パーセントとなっております。2022年9月調査との比較については、11ページに掲載されています。

次に12ページ、ここでは価格転嫁率と賃上げ率との関係が示されています。価格転嫁できている割合が高くなるほど、賃上げ率も高くなる傾向が見て取れます。

次に13ページですが、今後の価格転嫁対策についてです。大きく五つありまして、一つ目は下請中小企業による価格交渉を後押しする体制の整備。二つ目は、発注側企業ごとの価格交渉・転嫁状況のリストの公表。三つ目は事業所管大臣名で経営トップに対して指導・助言。四つ目が、各業界団体による自主行動計画の改訂・徹底。取引適正化の取組状況のフォローアップの実施。最後にパートナーシップ構築宣言のさらなる拡大などについて、ここに示されています。

次に15ページになりますが、一つ目の対策の紹介です。7月10日より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、中小企業等に対する価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援、原価計算の手法の習得支援を実施しています。また、商工会議所・商工会等の地域支援機関を通じた中小企業の価格転嫁を支援する全国的なサポート体制も整備しています。以上が価格転嫁についての説明です。

2点目は、7月4日の審議会で配布されました資料ナンバー12、求人募集賃金・就職者希望賃金情報で、販売従事者の常用的パートの求人募集賃金が突出して高くなっている理由についてのご質問でした。

本日、別途書類が配布されておりまして、1枚めくっていただいて2ページ目

の職業別のところ、販売従事者の求人募集賃金の上限平均が 2,110 円となっています。これらの理由についても含めて、求人募集賃金・就職者希望賃金情報という表題の資料をご覧ください。ご指摘いただいたのが資料 2 ページの令和 5 年 4 月分のハローワーク南部 5 か所の職業別販売従事者の常用的パート求人募集賃金の上限平均 2,110 円、下限平均 1,997 円になり、他の職業と比較すると、非常に高い金額となっております。

これまでの年度と比較いたしますと、5 ページの令和 4 年 4 月分の販売の職業の上限平均は 1,081 円、下限平均は 986 円。8 ページの令和 3 年 4 月分の販売の職業、上限平均は 1,092 円、下限平均は 990 円。11 ページの令和 2 年 4 月分、販売の職業、上限平均は 1,082 円、下限平均は 959 円。

17 ページの平成 31 年 4 月分、販売の職業、上限平均は 1,057 円、下限平均は 952 円となっております。各年度、他の職業別と比較しても、高い金額にはなっていませんでした。

令和 5 年度の状況の原因を確認したところ、自動車販売及び自動車販売の店長候補者の求人が多数集中して組まれていたことがわかりました。

一日及び一週間の所定労働時間が短いから、賃金額が月給制の場合も含め、その場合は時間換算いたしますが、この資料の左側の常用欄ではなく、常用的パート欄のほうに集計されています。また、令和 5 年度の翌月を確認しましたが、他の職業別の求人募集賃金額と変わらず、今回ご指摘いただいた事象は、店長候補者を対象とした求人が集中した結果の一時的な事象と判断されました。

前回、提出資料の補足説明については、以上です。

○岩永会長

ただいまの補足説明について、さらに何かご質問等はありませんでしょうか。

小山委員、お願いします。

■小山委員

説明ありがとうございました。

一時的なイレギュラー数値ということなんだろうというご回答で、そうだと思うのですが、こうして調べていただいたら、そういうことだったということがよく理解できるのですが、正直、私たち、短時間でいろんな資料を見せていただいて判断していきますので、明らかに、これはおそらく数年前に比べたら 2 倍ぐらいの差になっている単価になっているので、できうれば、労働局のほうで見ていただいたときに、これはちょっと変だよねというときには星印でも付けておいていただいて、今のご説明の中で、これはこういう理由で数値が変わっ

ているのです、というようなことを言っていただけたら非常にありがたいと思います。

ご説明の中身はよくわかりましたので、これで数字的な事柄は理解できたと思っております。ありがとうございます。

○清水賃金室長

ご指摘ありがとうございました。

これからは、こういった資料で突出している数値がありましたら、できる限り、こちらで調べて、そのへんを説明させていただこうと思います。

○岩永会長

ほか、いかがでしょうか。

京崎委員、お願いします。

■京崎委員

前回のときに、価格転嫁率のご質問をさせていただきまして、今回お調べいただきまして、ありがとうございました。これで実態がよくわかりました。

やはり価格転嫁率と賃上げ率というところは、高くなれば、賃上げも高くなるということが非常によくわかりましたので。ところが、なかなか経営実態としては、転嫁ができていないところも多くあるということも、今回わかりましたので、ありがとうございました。

○岩永会長

ほか、いかがでしょうか。ありませんでしょうか。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

次の議事は、先ほどの意見発表のときも少し言及がありました議事の公開についてです。

この議事の公開についてですが、前回の全員協議会で検討していただき、今年度から本審の議事録をホームページに掲載することとし、また異議審についても公開することが確認されました。

議事録の掲載方法などについては、今後の全員協議会で検討したいと思います。再確認になりますが、今年度から、本審の議事は異議審を含めて公開するというところでよろしいでしょうか。

●■○各側委員

(異議なし。)

○岩永会長

ありがとうございます。

それでは、今年度から異議審を含む本審の議事は公開し、議事録の掲載方法などについては、今後の全員協議会で検討することといたします。

次に今後の日程ですが、次回の本審、第3回京都地方最低賃金審議会は、8月7日(月)午前9時半から、京都労働局6階会議室において開催する予定ですが、日程の変更の可能性もあります。

日程を変更する場合には、事務局から連絡をお願いします。

事務局のほうから何かありますか。

○清水賃金室長

8月7日に予定されている第3回京都地方最低賃金審議会、本審は専門部会の審議状況によっては、8月8日以降に変更することもあります。日程を変更する場合は、わかり次第、事務局から委員と傍聴者の皆様にご連絡します。

事務局からは以上です。

○岩永会長

厳しい日程にはなると思いますが、委員の皆様、ご協力をお願いいたします。

そのほか、質問などございませんでしょうか。

●■○各側委員

(質問等なし。)

○岩永会長

それでは、本日の審議会はこれで終了します。

(終了)

上記のとおり相違ないことを認める。

京都地方最低賃金審議会

会 長



労働者代表委員



使用者代表委員

